

養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、養育費に関する公正証書等作成促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、公正証書等作成にかかる本人負担費用等を補助することで、ひとり親等（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、大阪市内に居住し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、養育費を規定した公正証書等作成経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く）、家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申し立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に定義される認証紛争解決事業者を利用し調停にかかる費用（養育費以外の取り決めにかかる費用は除く）、戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）、連絡用の郵便切手代とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費の全額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書（様式第1-1、1-2号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、公正証書等を作成した日（平成31年4月1日以降の日に限る）の属する年度の翌年度4月30日（土・日・祝の場合はその前日）までに、市長に申請書及び必要書類を申請しなければならない。ただし、期限までに提出することが出来ない合理的な理由

がある場合には、この限りではない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - (1) 申請者がひとり親として児童を養育している事実を確認できる資料（当該ひとり親等及びその扶養している児童それぞれの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し又は児童扶養手当証書の写し）
 - (2) 補助対象となる経費の領収書等（申請者が負担した経費に限る）
 - (3) 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
 - (4) その他、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

- 第6条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。
- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。
 - 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、養育費に関する公正証書等作成促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
 - 4 市長は、補助金の交付の申請が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く）60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（審査に係る留意事項）

第7条 市長は、領収書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- ア 宛名
- イ 領収年月日
- ウ 領収金額
- エ 取引内容（但し書き）
- オ 領収者の住所及び氏名、領収印

ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、上記の項目を満たさずとも、正規の領収証書とみなして取り扱うことができるものとする。その場合についても、上記の項目について、必ず申請者に確認するものとする。

- 2 市長は、養育費の取り決めに交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、イについては公正証書に限る。
 - ア 養育費の取り決め
 - イ 強制執行認諾約款
- 3 市長は、領収書、養育費の取り決めに交わした文書については、確認後、必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助金の交付の申請を行った者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に申請を取り下げようとするときは、養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から

起算して10日とする。

(交付の時期等)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、申請内容に虚偽の記載がなされるなど不正な手段をもって交付を得たものに対し、その返還を求めることができる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。